

| | | | |
|-----------|--|-----------|---------------------|
| 請 願 番 号 | 請 願 第 37 号 | 受 理 年 月 日 | 平 成 2 2 年 5 月 2 4 日 |
| 請 願 の 件 名 | <p>殺処分の対象に対する支援請願</p> <p>〔請願趣旨〕 4月20日の本県における口蹄疫は発生以来、手塩に懸けた豚・愛牛が見えない口蹄疫（ウイルス）により日々拡大し被害はとどまることを知らず、畜産農家は大変不安な日々を送られ震撼されています。 しかし、今回、発生農場から半径10km圏内の偶蹄類をすべて日本で始めて防疫の為のワクチン接種が国・県・市町村合意のもと、一刻も早く終息に向けての接種が開始されました、一日でも早く元の生活に戻れるよう切に願っています。 接種は合意されたものの、いまだに牛1頭当たりの評価金額が定かではありません。〔早期口蹄疫撲滅生産者協議会〕代表鍋倉隆一を選出し、貴議会におきまして下記事項につき、国に対して要望書を採択し請願いたします。</p> <p>1、口蹄疫根絶の為の、ワクチン接種を円滑に進めるため、意見書の提出を求める請願</p> <p>理由 今回本県で発生した口蹄疫は初期における、移動制限や殺処分による封じ込めに失敗し、その次の段階としてワクチン接種・殺処分による口蹄疫根絶が実施され始めた。 しかしながら、畜産農家では、処分された家畜の補償金額や処分後の生活維持への不安などから、ワクチン接種受け入れの賛否をめぐり大きな混乱が生じ始めている。 申すまでも無く、今後の被害を最小限に止め口蹄疫を根絶為には一刻も早く対応が必要であり、そのためには、このような畜産農家側の不安を直ちに排除することが不可欠であると思われる。 つきましては、ワクチン接種を円滑早急に終了する為に、下記事項について地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を採択して頂きますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、補償価格については別添資料</p> <p>2、実際に評価額が提示されるのは、殺処理終了後となるとおもわれることから、その評価方法、評価者、評価額などにつき疑義や不服等が数多く発生するものと予測される 従って、これらに付いて公平公正且つ速やかに処理する為の場が必要であり、これを直ちに設置されること。</p> <p>3、21日に決定された、生活面での支援については、廃業者はその対象とされないが口蹄疫根絶のために健康な家畜を犠牲的に殺処分され、その途端に仕事を失う事に鑑み、これら畜産農家に対しても充分の生活支援を行うこと。</p> | | |
| | <p>(別添資料) 国が個人の資産を没収する行為に係る最低要請 国の10km圏内における殺処分に対する支援要請 ワクチン接種による経営の空白期間も想定し以下の支援をお願い</p> | | |

します

★①対象和牛評価

育成牛 導入金額+飼育日数×@1,000

自家保留 生年月日から飼養日数×@1,000

☆1頭一律650,000円

対象牛の将来性、潜在能力、貢献度の喪失（妊娠牛・育成牛も含まれる）

★② 子牛評価 生後日数×@1,000= 発育評価金額A = 200,000 B =50,000

日令100日以下評価 発育評価A =300,000 B =200,000 C =100,000

☆1頭一律500,000円

対象牛1頭だけで総て喪失（子牛マルキン等・の権利の放棄）

★③ 肉牛評価

和牛 導入金額+肥育日数×@800

☆1頭一律800,000円

対象牛の将来性・マルキン発動の権利放棄

★④ 農地・牛舎の評価所有地に埋却の場合

農地、牛舎の資産的価値がなくなる為国が総て買い上げる。

指定埋却農家との不公平其の他排除する為

★⑤ 経営再建支援策

・既往借入金の全額免除

返済の元になる対象牛総てを国が没収してしまう為

・家畜の導入

導入家畜すべての半額負担と預託牛等の末端金利無利子化

：早期再建意欲向上の為

・農地・牛舎・建設の場合

取得の為の半額補助と補助残の無利子による融資

：早期再建意欲向上の為

・空き牛舎使用の場合

リース料の半額助成：早期再建意欲向上の為

★⑥生活保障

畜産関係者（家族・従業員を含む）総ての3年間生活保障

・「命を守る」政権公約実行の為必須条件

紹介議員

坂口 博美 長友 安弘 満行 潤一 押川 修一郎

松村 悟郎 凶師 博規 濱砂 守

摘要